

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年5月11日  
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

<p>届出者の氏名又は名称及び住所</p>	<p>DCMダイキ株式会社 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号</p> <p>株式会社マルヨシセンター 香川県高松市南新町4番地6</p> <p>株式会社レディ薬局 愛媛県松山市南江戸四丁目3番37号</p> <p>アイル・パートナーズ株式会社 香川県高松市花園町一丁目2番11号</p> <p>株式会社三城 東京都中央区銀座一丁目7番7号</p>
<p>大規模小売店舗の名称及び所在地</p>	<p>小豆島ショッピングセンター 香川県小豆郡土庄町湊崎1447番1ほか</p>
<p>変更した事項</p>	<p>1. 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)</p> <p>①DCMダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号</p> <p>②株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 克彦 香川県高松市南新町4番地6</p> <p>③株式会社レディ薬局 代表取締役 三橋 信也 愛媛県松山市南江戸四丁目3番37号</p> <p>④アイル・パートナーズ株式会社 代表取締役 真鍋 康正 香川県高松市花園町一丁目2番11号</p> <p>⑤株式会社三城 代表取締役 中尾 文彦 東京都中央区銀座一丁目7番7号</p> <p>(変更後)</p> <p>①DCMダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号</p>

	②株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 克彦 香川県高松市南新町4番地6  ③株式会社レディ薬局 代表取締役 三橋 信也 愛媛県松山市南江戸四丁目3番37号  ④アイル・パートナーズ株式会社 代表取締役 真鍋 康正 香川県高松市花園町一丁目2番11号  ⑤株式会社三城 代表取締役 澤田 将広 東京都中央区銀座一丁目7番7号
変更年月日	平成28年2月8日
変更理由	上記⑤の代表者が変更となったため

2. 届出年月日

平成29年4月24日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び土庄町商工観光課
縦覧期間	平成29年5月11日から平成29年9月11日まで

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成29年9月11日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び土庄町商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ